

日医発第 591 号（地域）

令和 6 年 6 月 28 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 江 澤 和 彦

（公印省略）

「一般社団法人 看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会」
の発足について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局看護課より、「一般社団法人 看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会」に関する周知方依頼がありました。

本協議会は、特定行為研修の指定研修機関が、研修の質向上・拡充等を図ることにより特定行為研修制度の発展に寄与し、人々の健康や質の高い保健・医療・福祉の実現に貢献することを目的として設立されたものです（会長 永井良三氏）。指定研修機関には協議会より発足のお知らせと入会のご案内が送付されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和6年6月21日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局看護課

一般社団法人 看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会
発足のご案内と指定研修機関への周知ご協力をお願い

特定行為に係る看護師の研修制度の推進につきましては、平素より格段のご協力、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

看護師の特定行為研修が開始され8年が経過し、特定行為研修を行う指定研修機関は年々増加しており、令和6年2月現在で412機関となりました。2017年2月に発足した「看護師の特定行為に係る指定研修機関連絡会」は、これまで指定研修機関の相互の情報共有を図るとともに、特定行為研修の普及・啓発を図ることを目的とし、シンポジウム開催やポータルサイト開設・運営等を行ってきました。厚生労働省としては、このような普及・啓発に関する活動を支援してきたところです。

今般、「看護師の特定行為に係る指定研修機関連絡会」の役割や実績を基盤とし、より自律的な活動を推進するために「看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会」（以下、協議会という。）が発足しました。つきましては、協議会の発足について御了知いただくとともに、貴会又は貴会内の関係者各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

照会先

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

電話(代表)03-5253-1111

専門官 稲城 陽子 (内線 4179)

係長 松田 咲野 (内線 4176)

令和 6 年 6 月 21 日

指定研修機関 各位

一般社団法人 看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会
発足のお知らせと入会ご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格段のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

さて、一般社団法人 看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会は、公益社団法人日本看護協会様が事務局として運営を担っておられました「看護師の特定行為に係る指定研修機関連絡会」の役割を引き継ぎ、2023年12月4日に発足致しました。

この度、フライヤーを作成致しましたのでご送付申し上げます。

本協議会は、看護師の特定行為研修に係る指定研修機関が、特定行為研修の質向上および拡充、そして普及・啓発を図ることにより、特定行為研修制度の発展に寄与し、人々の健康や質の高い保健・医療・福祉の実現に貢献することを目的として、フライヤーに記載の通り、様々な活動を行っていく予定です。

正会員（指定研修機関単位での登録）の入会申込書も同封させていただきましたので、ご入会がまだの施設様におかれましては、是非、本協議会の事業にご賛同いただき、ご入会いただければ幸いです。（※既にご入会を頂きました施設様にも同封させて頂いておりますのでご容赦下さい。）

ご入会は、指定研修機関のみならず、指定研修機関の協力施設、指定研修機関準備中の施設、また、特定行為研修を修了した看護師個人でのご入会も頂けますので、貴施設の関係の皆様にご周知頂けますと幸いです。

ご入会につきましては、下記入会申込ページよりお申込みいただけます。

【入会申込ページ】

<https://tokutei-nurse-council.or.jp/registration/>

恐れ入りますが、宜しくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

謹白

一般社団法人 看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会
会長 永井 良三

【お問合せ先】

一般社団法人
看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会 事務局
〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3
株式会社 へるす出版事業部内
TEL : 03-3384-8177 FAX : 03-3380-8627
E-mail : tokutei_nurse@herusu-shuppan. co. jp

一般社団法人

本協議会は特定行為研修指定研修機関連絡会を前身として、2023年12月4日に発足致しました。

看護師の特定行為に係る 入会のご案内 指定研修機関協議会



入会募集中

指定研修機関様のご入会をお待ちしております。また、指定研修機関のみならず、指定研修機関の協力施設及び指定研修機関準備中の施設、特定行為研修を修了した看護職の方もご入会頂けます。

会員種別

- 正会員：
この法人の目的及び事業に賛同して入会した指定研修機関（指定研修機関単位でのご登録となり、個人でのご登録ではありません）
- 特別会員：
この法人の目的及び事業に賛同して入会した指定研修機関の協力施設及び指定研修機関準備中の施設、特定行為研修を修了した看護師
- 賛助会員：
この法人の目的及び事業に賛同し、賛助する目的で入会した個人または団体

会費

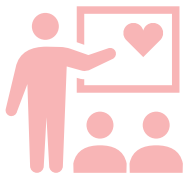
- 入会金 40,000円（正会員のみ）
- 年会費 正会員： 24,000円
特別会員： 施設 12,000円
個人 5,000円
賛助会員： 1口 50,000円（複数可）

看護師の特定行為研修に係る

下記の事業を計画しております

看護師の特定行為研修の周知・啓発

ポータルサイト運営、HP 拡充
シンポジウム開催、他



特定行為研修修了者の支援

HPを活用した修了者名簿情報収集及び運用等の検討、スキルアップ・フォローアップ研修会等の開催、活動実践のポータルサイト掲載、他



指定研修機関等のスキルアップ・フォローアップ企画

ニュースレターの発行、研修機関の情報交換のための講習会等開催、指定研修機関の指定申請を行う予定の機関への情報共有・支援等を目的とした説明会等、すでに指定研修機関となっている機関との連携体制の構築や申請に向けた準備構築の支援企画の検討、他



その他

指定研修機関を通じた研修修了者の就業状況調査、他



入会申込ページよりお申込み下さい。
<https://tokutei-nurse-council.or.jp/registration/>

お問合せ先

看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会 事務局

〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3 株式会社 へるす出版事業部内
FAX : 03-3380-8627

03-3384-8177

<https://tokutei-nurse-council.or.jp/>